

事 務 連 絡

平成 20 年 7 月 25 日

青 森 県

岩 手 県

宮 城 県 民 生 ・ 衛 生 主 管 部 (局) 御 中

秋 田 県

山 形 県

環境省総合環境政策局環境保健部企画課

石綿健康被害対策室

岩手県沿岸北部地震被災地における「石綿による健康被害の救済
に関する法律」に係る公費負担医療の取扱いについて

環境保健行政につきましては、日頃より多大なるご協力を賜り心から御礼申し上げます。また、この度の岩手県沿岸北部地震による被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

岩手県沿岸北部地震に伴う災害発生により、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられます。

つきましては、そのような場合においても、被災者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面石綿健康被害医療手帳がなくても、①石綿健康被害医療手帳の対象者であることの申し出、②氏名、③生年月日、④住所等を確認することにより受診できるものとします。

なお、(社)日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行ったことを申し添えます。

環境省より協力を依頼した団体

(社) 日本医師会

(社) 日本薬剤師会

(社) 日本病院会

(社) 全日本病院協会

(社) 日本医療法人協会